

真庭市農業委員会だより

「豊かな大地」

第3号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2928 電話 (0867)42-1676 FAX (0867)42-1048 E-mail nohgyoh@city.maniwa.lg.jp



北部地域

三原 政人さん(78才)
(八束地区・蒜山下福田)
就農14年目



三十六年間の教職を退職後、日曜百姓から本格的に農業に取り組み、それまで妻主体でやっていた野菜無人市場を、平成十九年に「蒜山農園」として設立しました。スイートコーンなどの農産物を始め、近隣農家の栽培された作物、加工食品にいたるまで、幅広く店頭やインターネットで販売しています。利用者からは広範囲にわたり好評いただいており、品質の良いものを安価で消費者に提供することを常に心掛けています。これからも、益々健康で夫婦仲良く農業に取り組んでいきたいと思っています。

真庭市内の各地で頑張っている人を紹介します



中部地域

安田 厚介さん(41才)
(久世地区・惣)
就農12年目

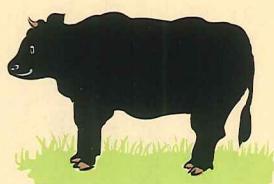


父が体調を崩したことを見つかり、就農を決意しました。現在は、有機肥料・減農薬によりナスと水稻を栽培しています。「岡山久世有機の会」という生産団体の会長をしており、この団体の活動を活発にするために他分野との連携を目指しています。また、独居の高齢者が増えている昨今、同じ屋根の下で暮らす若者が増えることを願っています。血縁関係を問わず、他の地域からの新規農業参入者に住居の提供や、同じ家に住むことによって、高齢者が安心して暮らせ、かつ、兼業でもいいから担い手が増えることにより、耕作放棄地の有効利用ができる、荒れ地がなくなるのではと考えています。そんな仕組みが早く出来ればいいなと強く思っています。



南部地域

新極 達夫さん(44才)
(落合地区・関)
就農23年目



大野呂山上に位置する和牛牧場を父の代から経営しており、現在は、肥育牛など約三百頭を、父、叔父、妻、私の四人で飼育しています。耕畜連携による地域循環型農業に取り組んでおり、このやり方が今後も維持できればと願っています。食肉の販売については、県内外を始め、東京市場へも出荷しており、より消費者のニーズに応えられる、肉質と量を堅持した牛づくりを目指しています。今後の目標としては、販路を拡大し、肉のブランド化を考えています。TPPの参加や口蹄疫制限の解除による枝肉相場の変動に、どれだけ対処していくか、思案・努力しています。

編集委員会	
委員長	柴田 博行
副委員長	樋口 昌子
委 員	坂本 英正
✓	小瀬 光朗
✓	榎 勝昭
✓	佐山 均
✓	樋口 英敏

*編集委員会は、農業委員会だより「豊かな大地」を編集しています。ご意見をお寄せください。

運営委員会	
委員長	石原 誉男
副委員長	橋本 喬至
委 員	矢谷 光生
✓	谷口眞須美
✓	西谷 勝男
✓	松原 保
✓	勘藤 明雄
✓	樋口 忠正
✓	妹尾 公雄
✓	横山 健
✓	大石 清子

*運営委員会は、農業委員会の運営に関わる各種方針等を協議しています。



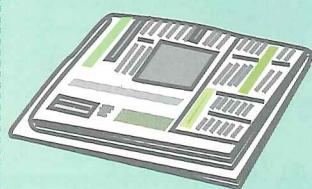
(毎月、開催される総会の様子)

新たに、2委員会を設置しました。

平成22年9月10日設置

情報推進委員会	
委員長	江川 元治
副委員長	實原 尋一
委 員	瀬島 和則
✓	菱川 光輝
✓	小出 一博
✓	妹尾 宗夫
✓	福井 晴樹
✓	池田 哲也
✓	原田 始
✓	高野 勉
✓	古南 源二
(年金部長)	石原 誉男

*情報推進委員会は、農業者年金や全国農業新聞の普及推進に取り組みます。



平成22年9月10日設置

農地委員会	
委員長	西山 一男
副委員長	地面 光政
委 員	佐藤 英輔
✓	黒田 秀男
✓	先原 孝志
✓	山本 一郎
✓	本山 茂
✓	江森 光正
✓	小寺 敏之
✓	岡田 節二
✓	青木 栄
✓	家原 良典
✓	仲島 保
✓	遠藤 太郎
✓	楳橋 公雄
✓	芦立 俊康
✓	福島 一則

*農地委員会は、遊休農地を対象とした農地利用状況調査などをを行い、農地の有効利用を指導します。

農地



&



耕作放棄地も農地法上は農地ですか？

A 「農地」とは「耕作の目的に供される土地」のことで、一般的には、現に耕作されている土地といえます。しかし、休耕地、耕作放棄地であっても、いつでも耕作できると認められるような土地は「農地」に該当します。

Q 耕作目的で農地を買つたり借りたりする場合にはどのような手続きが必要ですか？

A 一般的には、売主（貸主）と買主（借主）が売買（貸借）契約を締結し、買主がその代金を払つて土地の所有権（賃借権）を取得することになります。しかし、耕作目的で農地を売買又は貸借する場合は、農地法第3条による農業委員会の許可を受ける必要があります。したがつて、農地法による許可が受けられないと所有権（賃借権）は取得できませんので、十分ご理解の上、契約を締結することが必要です。農業委員会への申請書類としては、農

Q 自分の農地に住宅を建てる場合にも、許可がいるのでしょうか？

A 農地法では、農地を転用する場合及び農地を転用するために所有権移転、賃借権等の権利設定をする場合には、原則、農業委員会の許可を受けなければなりません。したがつて、自己所有の農地に住宅を建てる場合であつても、優良農地の確保を図る必要性等により農地法第4条の許可が必要となります。

ちなみに、所有権移転を伴う転用の場合は、農地法第5条の許可が必要となります。



農地パトロールを実施



(現況を確認する地区担当委員)

平成二十二年七月七日から十五日まで、市内七箇所で農業問題相談を実施しました。相談者からは、小作

農業問題相談を実施

耕作を放棄されている農地の所有者に対しても、引き続き利用増進を図るための指導を行っていきます。

平成二十二年八月二十六日から九月二日までの間に、農業委員会（事務局含む）から延べ四十名が参加し、農地パトロールを実施しました。本年度は、転用許可を受けていても未着手であつたり、無許可で転用していたりといった箇所を重点的に確認しました。許可申請どおりの転用がなされていない農地については、今後の施工計画書を提出いただき、早期着手及び早期完了するよう指導しました。

いたりといった箇所を重点的に確認しました。許可申請どおりの転用がなされていない農地については、今後の施工計画書を提出いただき、早期着手及び早期完了するよう指導しました。



農地パトロールを実施



(相談を受ける農業委員)

地を購入したい、家族が減つて荒れ地が増えた、譲り渡したい人の下限面積が足りないなど、多くの相談がありました。農業委員会からは、延べ十五名が出席し相談に応じました。

年金基金から講師を迎えて、加入推進研修を行いました。農業者年金は、農業者自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てを行い、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した制度となっています。農家の皆さんにとって有利なこの制度を知っていたくため、どんどんお声かけをしていこうと多くの農業委員が意気込んでいました。

平成二十三年一月十三日、農業者年金制度研修会を実施しました。講師を迎え、加入推進に備え、農業者年金制度についての研修を行いました。農業者年金は、農業者自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てを行い、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した制度となっています。農家の皆さんにとって有利なこの制度を知っていたくため、どんどんお声かけをしていこうと多くの農業委員が意気込んでいました。



農業者年金制度研修会を実施



(講師の説明を熱心に聞く農業委員)

市内の耕作放棄地 平成十九年度、真庭市は耕作放棄

非農地調査

農地所有者の方へ
非農地通知書は、農業委員会が農地ではないことを証明した書類です。原則、田んぼや畑を宅地などに転用する場合、農業委員会の許可が必要です。しかし、非農地通知書は許可に代わるものであり、法務局（登記所）で提示して地目変更ができます。今後、農業委員会が現地確認を行った上で「非農地通知書」を送付することになりますので、通知書が届いたら、速やかに地目変更手続きをお願いします。



知って得する農業者年金



Q: 農業者年金はどのような仕組みになっていますか?

A: 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる積立方式・確定拠出型の年金です!

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる**積立方式の年金**です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる**確定拠出型の仕組み**です。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない**財政的に安定した制度**ですので、**少子高齢時代でも安心**して加入いただけます。

保険料の額は月額2万~6万7千円の間で選択でき、**途中で自由に増額させることもできます。年金は、生きている間必ず決まった金額が支払われる終身年金**です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価値に相当する金額は、**死亡一時金として遺族に支給**されます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話: 03(3502)3942 FAX: 03(3592)2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

農地の賃借料情報

平成22年1月から12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

【田(水稻)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧北房町全域、旧落合町全域、 旧久世町全域	13,000円	15,000円	10,000円	22
旧勝山町全域、旧美甘村全域、 旧湯原町全域	10,100円	15,000円	6,000円	30
旧中和村全域、旧八束村全域、 旧川上村全域	8,672円	12,000円	5,000円	61

【田(飼育作物)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧中和村全域、旧八束村全域、 旧川上村全域	18,881円	20,000円	10,000円	159

*データ数は集計に用いた筆数 *使用貸借権の設定は除外

農地法の申請、利用権設定の申請は原則毎月
20日締め切りです。
※変更になる場合がありますのでご確認ください。(閉庁日の場合、翌閉庁日)

平成二十二年、蒜山は賑やかでした。ひるぜん焼そば好いとん会がB1グランプリで一位になつたんです。蒜山は、昔からみそだれ文化。地元では、みそをベースに大根、ニンニク、ミニトマトなど二十種類もの地元の食材を使つたれも作られており、市内では、たくさんのかたの仲間たちも次々に生まれています。是非、この期に一度食して、どのたかれがあなたのお好みか知つてみてはいかがでしょうか。(昌子)

焼きそばのたれ



編集後記

少ない紙面に多くの情報をわかりやすくお伝えするため頑張っています。これからも「豊かな大地」をご支援ご活用いただければ幸いです。(柴田)

農業専門情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報をコンパクトにわかりやすくお伝えします。皆さまも、「全国農業新聞」をご購読くださいますようお願いします。

月六百円で毎週金曜日に発行します。お気軽に農業委員または農業委員会事務局までお申し込みください。

全国農業新聞の購読をお願いします

農地を守り、担い手を応援する農業専門情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報をコンパクトにわかりやすくお伝えします。皆さまも、「全国農業新聞」をご購読くださいますようお願いします。

【年金推進部長・石原 誉男】

農業者年金加入のおすすめ